

発議第11号

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成27年12月15日

提出者

池谷大輔	寺尾 昭	石井孝治	山梨 涉	鈴木直明	池邨善満	畑田 響
福地 健	工藤公彦	早川清文	尾崎剛司	西谷博子	平島政二	大石直樹
井上智仁	遠藤広樹	佐藤成子	望月俊明	大村一雄	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	松谷 清	鈴木節子	風間重樹	山本彰彦	馬居喜代子	水野敏夫
中山道晴	山根田鶴子	浅場 武	亀澤敏之	三浦雅司	遠藤裕孝	石上顕太郎
安竹信男	山本明久	内田隆典	白鳥 実	岩崎良浩	望月厚司	栗田知明
井上恒彌	田形清信	栗田裕之	鈴木和彦	伊東稔浩		

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。特に、義務教育においてはその水準の維持、向上が大きな課題であり、その責務が国民にもある。

現在、国の義務標準法においては、小学校1年生で35人学級編制が実施されており、以前より一人一人の子どもに対してきめ細やかな対応ができるようになった。

しかし、いじめや不登校の問題を初めとして、日本語指導や特別な支援等が必要な子どもの増加、経済的困窮による教育格差の課題等、学校教育現場における課題は多様化かつ深刻化しており、これらの課題に対応するためには、十分な教育予算の確保・拡充が必要である。

義務教育費国庫負担制度における国の負担割合が引き下げられ、地方自治体の厳しい財政状況と併せ、教育条件の地域間格差が広がっている。また、平成29年度の政令指定都市への県費負担教職員の給与等権限移譲に伴い、地方の財政状況によっては、さらなる地域間格差が起こる懸念がある。

全国の全ての子どもたちが一定水準の教育を受けられることは、憲法においても明白に保障されている。

子供の学ぶ意欲や主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要である。そのためのさまざまな教育施策の実現には、厳しい地方財政のもとでは、国の財政的な支援等の協力が必要不可欠である。

よって、国におかれては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るために必要な財政措置を講ずること。
 - 2 学級編制基準の標準を引き下げ、小学2年生以上の学年についても35人学級の制度化を早期に実現すること。
 - 3 政令市への権限移譲に伴い、必要な財政措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣]